

実務対応報告41号の適用範囲に注意

取締役報酬としての株式 無償交付の会計・開示ポイント

有限責任あずさ監査法人
公認会計士

大木 雅彦

【この章のエッセンス】

● 会社法202条の2に基づき取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする取引を行った場合、実務対応報告41号に従い、費用の認識や測定、注記事項についてストック・オプションに準じた会計処理および開示が求められる。

● いわゆる現物出資構成による取引は、実務対応報告41号が適用されず、払込資本の認識時点など法的な性質に起因する会計処理については異なる会計処理になると考えられる。

はじめに

2019年12月に成立した「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律70号。以下、「改正法」という）により、会社法202条の2において、金融商品取引法2条16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社が、取締役等の報酬等として株式の発行等をする場合には、金銭の払込み等を要しないことが新たに定められた。これを受け、企業会計基準委員会は、2021年1月28日に、実務対応報告41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」（以下、「本実務対応報告」という）

を公表した。

本章では、本実務対応報告を理解する前提として取締役への株式報酬の全体像に触れ、本実務対応報告の概要および適用にあたって留意すべきポイントを解説する。なお、本章中の意見に関する部分は筆者の私見であり、筆者の所属する法人の見解ではないことをあらかじめ申し添える。

取締役への株式報酬の全体像

わが国においても近年、企業の国際的な競争力発揮のためのコーポレート・ガバナンス強化の施策の1つとして、中長期的な企業価値の向

上を目的としたインセンティブ報酬の導入が進んでいる。インセンティブ報酬として実務上さまざまなスキームが存在するが、取締役への株式報酬をその対価の形式によって分類した場合、自社株式オプションが用いられるケース（自社株オプション型報酬）と自社の株式が用いられるケース（自社株型報酬）に大別することができる。本章で解説する取締役の報酬等として株式を無償交付する取引は、自社株型報酬の1つとして位置づけられる。

本実務対応報告の適用範囲

本実務対応報告は、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に適用され、本実務対応報告はその会計処理および開示について規定している。取締役の報酬等として株式を無償交付する取引とは、会社法202条の2に基づいて、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする取引をいい、取締役等とは、会社法326条に規定される取締役および402条に規定される執行役とされている（本実務対応報告4項(1)、(2)）。